

# 全医労保育所ニュース

## 保育所職員の処遇改善なくして 保育の質の維持、向上は図れない

### 契約・パートに結婚祝儀金支給 再雇用者の契約期間更新6カ月に

### ビジョンと「休暇制度・処遇改善要求」で交渉



「働き続けるために処遇改善を」ビジョン交渉

全医労は12月13日休暇制度・処遇改善等を求め、ビジョンと団体交渉を行いました。全医労から岸田委員長以下本部中央執行委員と各地方協代表16人が出席。ビジョン側からは、子育て支援事業本部長の鶴孝則氏以下4人が対応しました。

冒頭、ビジョンからの一括回答は「契約社員およびパート社員に対し結婚祝儀金を支給する」「再雇用者の契約更新を3カ月から6カ月とする前進点がありました。が、その他については全医労の要求に対し「新設は行わない」「現行通り」という回答振りであり、全医労交渉団は「この回答では不満である」とし、交渉に入りました。

「子育て世代は学校行事に使いたい」「1日有給休暇が望ましいが、取れる状況にない」「遅番のアルバイトも時間休があれば休める」等々、「契約社員と同じように時間年休が取れるようにしてほしい。システム上難しいというが、どこに問題があるのか。他に方法はないのか」と迫りました。

ビジョンは、「今のシステムでは時間年休管理はできない。新しいシステムの制作には数千万円かかる」と回答。全医労側は「書類で時間管理する形は取れないのか」と質したところ、ビジョンは「契約社員の時間年休は福利厚生制度として手作業で管理している。社員全員となると作業量は2倍かかる。今の体制では難しい」「福利厚生費は会社の持ち出しとなる」と回答しました。

全医労は「1日有給休暇が取れることが一番望ましいが、それには人員配置が必要だ。代休を有休に振り替えている部分もある。職員全員が時間年休を取れば有休の取得促進になる」「子育て世代の職員が多く、短時間で済む子どもの受診のために時間年休がほしいという切実な要求がある」「子どもの突発的な病気は予測がつかない。時間年休と同様に看護休暇を半日や時間で使えるとありがたい」「人手不足の中で有休取得は困難な実態だ。やりくりする園長も苦しい」等々、職場の切実な訴えが続きました。

## 時間年休をすべての職員に

交渉の成果を伝え仲間を増やしましょう!



改善を迫る各地方協代表 1



改善を迫る地方協代表2

ている」と譲らないため、全医労は「契約社員の時休制度はピジョンの判断で実現した。しかし、パート・アルバイトの時休制度がないと現場が回らないと訴えているのだ。何とか方策を考えよ」と迫りました。

訴えている「検討する余地はないのか」と質しました。それに対しピジョンは「職場の状況は理解するが、結局はコストの問題となる。個人的にはいい制度と理解する。しかし、保育士の離職率に影響を及ぼすかどうかまでデータを示して交渉しないとダメ。職員アンケート取るなど説得材料がないと到達できない」

「第二共済と話を進めることになる」「この制度を用いて業務が円滑に回るといことは理解する」、看護休暇の半日年休取得要求に対しても「認識する」と回答。

ピジョンは「このテーマは前向きに考えることではある。(第二共済等)に理解していただくこと、必要な人員確保と安全に預けられる環境をつくることは病院にとってマイナスではない」とし、「関係各所と交渉に努めていく」ことを確認し、時休年休の課題は引き続き要求していくこととなりました。

「第二共済と話を進めることにはなる」「この制度を用いて業務が円滑に回るといことは理解する」、看護休暇の半日年休取得要求に対しても「認識する」と回答。

ピジョンは「このテーマは前向きに考えることではある。(第二共済等)に理解していただくこと、必要な人員確保と安全に預けられる環境をつくることは病院にとってマイナスではない」とし、「関係各所と交渉に努めていく」ことを確認し、時休年休の課題は引き続き要求していくこととなりました。

「第二共済と話を進めることにはなる」「この制度を用いて業務が円滑に回るといことは理解する」、看護休暇の半日年休取得要求に対しても「認識する」と回答。

ピジョンは「このテーマは前向きに考えることではある。(第二共済等)に理解していただくこと、必要な人員確保と安全に預けられる環境をつくることは病院にとってマイナスではない」とし、「関係各所と交渉に努めていく」ことを確認し、時休年休の課題は引き続き要求していくこととなりました。

「第二共済と話を進めることにはなる」「この制度を用いて業務が円滑に回るといことは理解する」、看護休暇の半日年休取得要求に対しても「認識する」と回答。

ピジョンは「このテーマは前向きに考えることではある。(第二共済等)に理解していただくこと、必要な人員確保と安全に預けられる環境をつくることは病院にとってマイナスではない」とし、「関係各所と交渉に努めていく」ことを確認し、時休年休の課題は引き続き要求していくこととなりました。

「第二共済と話を進めることにはなる」「この制度を用いて業務が円滑に回るといことは理解する」、看護休暇の半日年休取得要求に対しても「認識する」と回答。

# 年次有給休暇取得促進に向け対応を図れ

続いて全医労は「リフレッシュ休暇や誕生日休暇、夏季休暇などを年次有給休暇の取得推進対策として新たに設けることはできないのか」「募集広告には夏季休暇があると書かれている。休暇が取れるピジョンや病院の後ろ盾がほしい」「時間年休も私たちのアイディアだ。年次有給休暇取得促進の協力や、家族がお休みのときは家庭でみてもらうなど、ピジョンから病院に言ってもらいたい」と迫ったところ、ピジョンは「すべからず年次有給休暇の中に組み込むと休みが半強制的となり矛盾するのではないかと、病院側は閉園になると困る。リフレッシュの観点からは病院職員の側にもあり、踏み込んで訴えないと耳を傾けてもらえない」と回答しました。

SVも参加する「提案を保育委員会に持ち込むことはできる」と回答。「信頼関係を保ちながら、年次有給休暇取得で働きがいのある職場をめざし、あらゆる場を使って個別に対応を図っていく」ことを

確認し、引き続き年次有給休暇を取得するため、根本的な人員配置改善を求めていくこととしました。



## 契約社員およびパート社員に対し結婚祝儀金を支給再雇用者の契約期間更新を3カ月から6カ月に変更

今回、ピジョンは福利厚生制度の見直しの一環として「2015年4月1日より契約社員およびパート社員に対し結婚祝儀金10,000円支給する」と示しました。

SVも参加する「提案を保育委員会に持ち込むことはできる」と回答。「信頼関係を保ちながら、年次有給休暇取得で働きがいのある職場をめざし、あらゆる場を使って個別に対応を図っていく」ことを

今回、ピジョンは福利厚生制度の見直しの一環として「2015年4月1日より契約社員およびパート社員に対し結婚祝儀金10,000円支給する」と示しました。

SVも参加する「提案を保育委員会に持ち込むことはできる」と回答。「信頼関係を保ちながら、年次有給休暇取得で働きがいのある職場をめざし、あらゆる場を使って個別に対応を図っていく」ことを

今回、ピジョンは福利厚生制度の見直しの一環として「2015年4月1日より契約社員およびパート社員に対し結婚祝儀金10,000円支給する」と示しました。

# 自園給食実施、夜間保育のルール徹底 契約社員の補充を

さらに、各地方協代表から各園の切実な要求を訴え改善を求めました。

「外注給食は離乳食の対応がない。しかし要望は一番多い。自園給食実施を」「設備はあっても、自園給食がストップしている園もある」「24時間保育は1歳未満の子を保育できる体制にはなっていない。一定のルールを」「年度末に契約保育士が退職したが、園児数減少のため補充が難しいとされている。安定した保育を行うためにも契約保育士の補充を」との訴えに対し、ピジョンは「自園給食が望ましい」とし、「ピジョンと保育園の双方で病院にアピールをしながら自園給食実施に向けて引き続き対応を図る」と回答しました。

また、「夜間保育は基本的に1歳以上の子5人に対し職員は2人配置としている。実際に直面したときは病院と相談していく」、続いて「保育士補充の問題ではSVと採用計画を密に取り対応をお願いしたい。安定した保育には職員数が多い方がいいが、病院側の理解の仕方も考えて交渉したい」と回答しました。

また、榊原病院のしゅり保育園存続問題では、地域の子の受け入れと自園給食実施で補助金が得られることを一つの方策としてピジョンからも積極的に訴えるよう求めました。さらに、「超勤対象業務についてSVの対応に違いがあった。統一的な対応を」「契約社員の入社日によって、時間年休の付与が変わってくる。たった数日の違いによって差が出ることはおかしい」「緊急連絡用に保育園用の携帯電話を設置せよ」等々、改善を求めました。

ピジョンは具体的に問題解決を図りながら対応するとし、全医労

はその他の課題について引き続き要求するとともに、来年3月の賃金交渉では大幅な賃金引き上げとなるよう訴え交渉を終了しました。

以上

※合意事項は後日  
送付します。



本部執行部も地方協代表とともに厳しく追及

## 安定した過半数組織をめざし 3月の賃金交渉に臨もう

交渉終了後、参加した地方協代表から感想を出し合い、今後の交渉に向けて意思統一を行いました。

- 初めて参加して一つのことを決めていくのにも時間がかかることがわかった。組合員が多いほど要求が通りやすくなると思った。
- 交渉2回目。いつも検討するとの答えばかりで良い答えではない。うちは100%だけど地区内の保育所は0%の組織率。もっと増やしたい。
- 榊原保育所は署名をみんなが書いてくれ廃止延期となった。数が力だと感じた。時間年休は休みたいから欲しいのではない。よりよい保育をしたいということを全面に押し説明しなくてはと思った。

- うちでは母親たちが要求書を集めて、保育所の実情を病院に訴えている。夏休みの管理も母親が決めて夏休みは子どもを預けないようにしている。親たちが自立してきた。親たちを育てていくことが保育所を作っていくことになる。ピジョンは地域に開かれた保育所を作ると言っている。我々も地域に出たいといけな
- 言いたいことはいっぱいあったが圧倒された。やはり組合員を増やさないといけないと感じた。保育所で組合の話をもっと話したい。
- 時間年休が欲しいことは全国共通だとわかった。近畿は組織率が悪い。地方協の会議にも人が集まらない。もっと集めていきたい。



### 【本部まとめ】

ピジョンに移行して10年。年々回答が悪くなっている。病院の都合だけを見ていて、現場の保育士が苦しんでいることを軽視しているように見える。ピジョンを10年かけて立派な保育園にしたのは全医労だ。ピジョンにも病院に対しても説得力を強めていかないといけない。支部と連携して運動を強めていこう。3月の交渉はもっと切実な要求を出そう。もっと具体的な交渉の場にしたい。そのために、安定した組織過半数を。

## 教えて！「子ども・子育て新制度」②



### 新制度のしくみと問題点

就学前の子どもたちが通う施設は、これまで保育所と幼稚園が中心でしたが、新制度では認定こども園を増やす、新たに地域型保育を創設するなど、多様な施設・事業が整備されようとしています。

①施設型給付、②地域型保育給付が創設され、それぞれに多様な施設・事業が位置づけられます。

### 施設型給付

施設型給付には、認定こども園（幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地域裁量型）、幼稚園、保育所が位置づけられます。認定こども園は、2006年に制度化され、教育と保育を一体的に行う施設。幼稚園は3～5歳の子どもたちが通う学校の位置づけで、新制度の施設型給付の対象にもなれますが、従来通り私学助成の対象施設として存続も可能で、認定こども園と同様に事業者と保護者の直接契約に基づく施設です。

保育所は、児童福祉法 24 条 1 項の市町村の保育実施義務に基づいて保育を提供する施設です。施設型給付に位置づけられていますが、私立保育所は従来通り市町村から委託費を受けて保育をすることになっています。

### 施設型保育給付

地域型保育給付には、家庭的保育（定員 5 人以下）、小規模保育（定員 6～19 人）、居宅訪問型保育、事業所内保育があります。新制度で新たに市町村の認可事業となるものです。主に待機児童の多い 0～2 歳を対象にしており、これも児童福祉法 24 条 2 項に位置づけられ、事業者と保護者の直接契約によります。

家庭的保育は、保育ママなどと呼ばれる、保育者と家庭やマンションの一室を使って行われる保育です。小規模保育は、ビルやマンションの一角等を使用して行われるもので、保育士資格者の配置比率等の違いによって、A・B・C の 3 つの型に分かれます。居宅訪問型保育は、保育を必要とする子どものいる家庭において行われるベビーシッターのようなものです。

事業所内保育は、病院など事業所職員のための保育事業ですが、対象を地域の子どもまで拡大すると、新制度に入ることができます。私たちの院内保育所はこの事業に手を挙げることができます。しかし、国が示している認可基準等は、現在の認可保育所の基準を大きく下回っており、安全・安心な保育の確保できるか懸念されます。

### 事業所内保育で考えられること

内閣府が事業者向けに出している FAQ に、事業所内保育に関することが掲載されています。それによると、事業所内保育所が新制度の給付対象事業となるためには、国が定める職員や設備等の基準（下表参照）を踏まえ、市町村が条例で定める認可基準を満たした上で、従業員枠（事業所の従業員子どもが対象）の他に、地域枠（地域の保育を必要とする子どもが対象）を設けることが必要となっています。（つづく）

	定員 19 名以下の施設	定員 20 名以上の施設
職員 (職員数)	0 歳→3 : 1、1・2 歳→6 : 1、+1 名 ※小規模保育事業 A・B 型と同様	0 歳→3 : 1、1・2 歳→6 : 1 ※保育所の基準と同様
職員 (資格)	小規模 A→保育士、保健師又は看護師の特例有 小規模 B→保育士 1/2 以上、保健師又は看護師の特例有、保育士以外には研修実施	保育士、保健師又は看護師の特例有
設備 面積	0・1 歳児→1 人当たり 3.3 m <sup>2</sup> 2 歳児→1 人当たり 1.98 m <sup>2</sup>	0・1 歳児→乳児室（1 人当たり 1.65 m <sup>2</sup> ）ほ ふく室（1 人当たり 3.3 m <sup>2</sup> ） 2 歳児以上→保育室等（1 人当たり 1.98 m <sup>2</sup> ）
給食	自園調理（連携施設等からの搬入可）、調理設備、調理員	自園調理（連携施設等からの搬入可）、調理室、調理員